

PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス利用規約 【現改比較表】 2024年2月1日 現在	
～2024年1月31日	2024年2月1日 ～
目次（略） 第1章～第13条 （略） （付加機能の提供） 第14条 当社は、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者から請求があったときは、次の場合を除き、別紙2に定める付加機能を提供します。この場合において、登録限定ユーザ機能については、登録限定ユーザ機能利用ID数、を当社に申し出ていただきます。 (1)付加機能を提供することが技術上著しく困難なとき。 (2)付加機能の提供を請求した PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 (3)付加機能の提供を請求した PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が、第17条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの利用を停止されている、又は PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約の解除を受けたことがあるとき。 (4)付加機能の提供を請求した PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が、虚偽の内容を含む申込みを行ったとき。 (5)その他当社の PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。 2 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者は、登録限定ユーザ機能の登録限定ユーザ機能利用ID数の変更を当社所定の方法により請求することができます。	目次（略） 第1章 ～第13条 （略） （付加機能の提供） 第14条 当社は、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者 <u>（スーパーライトプランに係る者を除きます。以下本条において同じとします。）</u> から請求があったときは、次の場合を除き、別紙2に定める付加機能を提供します。この場合において、登録限定ユーザ機能については、登録限定ユーザ機能利用ID数、を当社に申し出ていただきます。 (1)付加機能を提供することが技術上著しく困難なとき。 (2)付加機能の提供を請求した PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 (3)付加機能の提供を請求した PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が、第17条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスの利用を停止されている、又は PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約の解除を受けたことがあるとき。 (4)付加機能の提供を請求した PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が、虚偽の内容を含む申込みを行ったとき。 (5)その他当社の PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。 2 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者は、登録限定ユーザ機能の登録限定ユーザ機能利用ID数の変更を当社所定の方法により請求することができます。

～2024年1月31日	2024年2月1日～								
第 15 条～第 35 条 （略） （附帯サービス） 第 36 条 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記 6 に定めるところによります。 別記 1～4（略） 5 名刺データ入力サービス （1）当社は、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者から請求があったときは、当社の電気通信設備に保存された名刺画像データ（当社が指定するファイル形式のものに限ります。）をオペレータにより入力の代行を行います。 （2） この場合においては、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者はビジネスプラス利用規約に規定する料金の支払いを要します。 別紙 1 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスを構成するサービス 第 1 表 基本サービスプラン <table><tr><th>区 分</th><th>提供機能</th></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	区 分	提供機能			第 15 条～第 35 条 （略） （附帯サービス） 第 36 条 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記 5 に定めるところによります。 別記 1～4（略） 5 名刺データ入力サービス （1）当社は、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者 （スーパーライトプランに係る者を除きます。） から請求があったときは、当社の電気通信設備に保存された名刺画像データ（当社が指定するファイル形式のものに限ります。）をオペレータにより入力の代行を行います。 （2） この場合においては、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者はビジネスプラス利用規約に規定する料金の支払いを要します。 別紙 1 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービスを構成するサービス 第 1 表 基本サービスプラン <table><tr><th>区 分</th><th>提供機能</th></tr><tr><td>スーパーライトプラン</td><td>以下の機能を提供いたします。 Web 電話帳、名刺管理（名刺読み込み（OCR）,スキャナ読み込みは除く）、スマートフォン連携、コミュニケーションアプリ連携、ステータス表示（行き先）、セキュリティ（標準ログイン、パスワード初期設定・変更、パスワードロック、アクションログのみ提供）</td></tr></table>	区 分	提供機能	スーパーライトプラン	以下の機能を提供いたします。 Web 電話帳、名刺管理（名刺読み込み（OCR）,スキャナ読み込みは除く）、スマートフォン連携、コミュニケーションアプリ連携、ステータス表示（行き先）、セキュリティ（標準ログイン、パスワード初期設定・変更、パスワードロック、アクションログのみ提供）
区 分	提供機能								
区 分	提供機能								
スーパーライトプラン	以下の機能を提供いたします。 Web 電話帳、名刺管理（名刺読み込み（OCR）,スキャナ読み込みは除く）、スマートフォン連携、コミュニケーションアプリ連携、ステータス表示（行き先）、セキュリティ（標準ログイン、パスワード初期設定・変更、パスワードロック、アクションログのみ提供）								

～2024年1月31日		2024年2月1日～	
ライトプラン	以下の機能を提供いたします。 Web 電話帳、名刺管理、スマートフォン連携、コミュニケーションアプリ連携、ステータス表示（行き先）、セキュリティ（標準ログイン、Microsoft 365 SSO、パスワード初期設定・変更、パスワードロック、アクションログ）	ライトプラン	以下の機能を提供いたします。 Web 電話帳、名刺管理、スマートフォン連携、コミュニケーションアプリ連携、ステータス表示（行き先）、セキュリティ（標準ログイン、Microsoft 365 SSO、パスワード初期設定・変更、パスワードロック、アクションログ）
（略）	（略）	（略）	（略）
備考 1 当社の定める基本サービスプランによって、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が利用できる機能は異なるものとします。 2 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者の管理者又は利用者が申込みをしていない機能を利用していた場合、当社の定める基本サービスプランに基づいた制御が行われることなどにより当該機能を利用できなくなる場合やデータを喪失する場合がある他、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が当社に申込みをしていない機能を利用することにより PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者に生じた損失など一切について、当社は何ら責任を負わないものとします。		備考 1 当社の定める基本サービスプランによって、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が利用できる機能は異なるものとします。 2 PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者の管理者又は利用者が申込みをしていない機能を利用していた場合、当社の定める基本サービスプランに基づいた制御が行われることなどにより当該機能を利用できなくなる場合やデータを喪失する場合がある他、PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者が当社に申込みをしていない機能を利用することにより PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス契約者に生じた損失など一切について、当社は何ら責任を負わないものとします。 <u>3 スーパーライトプランにおいては、別紙 2 に定める付加機能及び別紙 3 に定める附帯サービスの提供はできません。</u>	
第 2 表（略） 別紙 2 ～別紙 3（略） 別表 1 ～別表 2（略）		第 2 表（略） 別紙 2 ～別紙 3（略） 別表 1 ～別表 2（略）	

～2024年1月31日	2024年2月1日～
	附則（令和6年1月25日　C A S 1 サ第000400003079-01号） この改正規定は、令和6年2月1日から実施します。